

事務連絡
令和2年7月8日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

民生主管部局 御担当者 様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
(特別育成費)の取扱いについて(補足その2)

児童福祉行政の推進については、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の取扱いのうち、特別育成費の取扱いについては、令和2年5月15日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(特別育成費)の取扱いについて」においてお示ししたところですが、別紙のとおりQ&Aを更新しましたので、その取扱いについて遺漏無きようご留意いただくとともに、貴管下の関係施設等に対して周知いただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課措置費係

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 4878、**4880**)

E-mail : k-sochihi@mhlw.go.jp

(別 紙)

※更新箇所は下線部のとおり

(問1) 児童養護施設の高校生が、施設でオンライン学習を受けるためのパソコンの購入やインターネット・スマートフォン通信料など、オンライン学習に係る費用について、特別育成費の支出項目として認めて差し支えないか。

(答)

特別育成費は、児童養護施設等に入所する児童の高校在学中における教育に必要な学習費等を支援するものであり、オンライン学習に対応するためのパソコン・Wi-Fi機器等の購入やインターネット通信料等については、入所児童の学習機会の確保に必要な経費と考えられることから、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の第4の2次表に定める特別育成費に係る経費のうち「その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等」として取り扱って差し支えない。

(問2) オンライン学習など学習目的以外に、例えば、学校生活（クラブ活動や学校行事等）における連絡調整や友達との交流などに使用した場合の通信料については、特別育成費には計上出来ないのか。

(答)

主として学習目的として使用されているのであれば、学校生活における連絡調整や友達との交流などの用途に使用している場合であっても特別育成費に計上して差し支えない。

(問3) 問1・2の取扱いについては、児童養護施設以外の施設も適用できるのか。

(答)

児童養護施設以外の施設等であっても、特別育成費の支給対象児童を受け入れている施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親）であれば、児童養護施設と同様に取り扱って差し支えない。